

土地利用の総合調整に係る新たな仕組みの構築について

【担当省庁】国土交通省

奈良県における取組

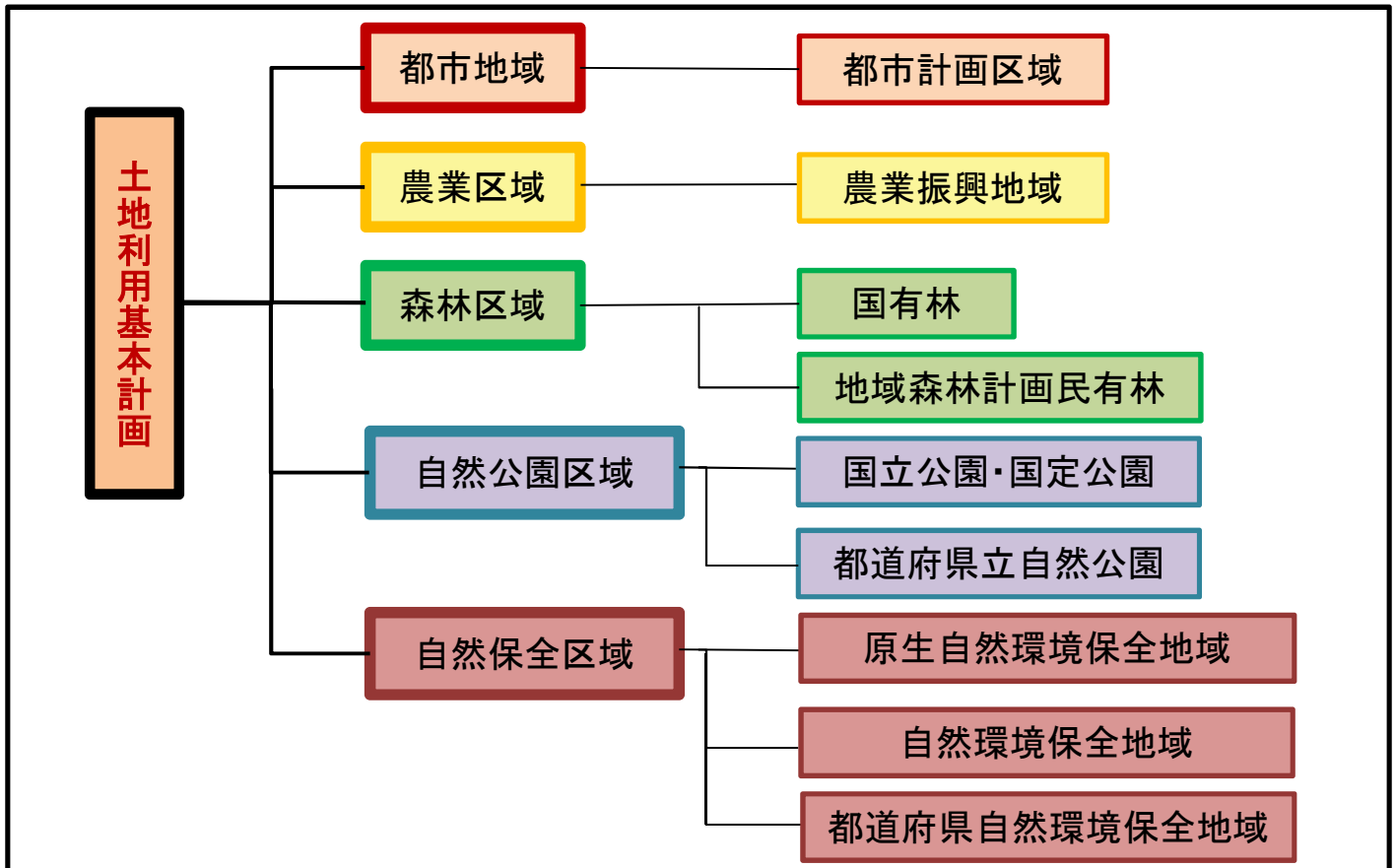
1 現状と課題

- 土地利用については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等、各分野ごとに個別規制法が制定されている。
- 今後、人口減少下で土地需要が減少するに当たり、土地を適切に管理し、持続可能な土地利用を実現するためには、各個別規制法に基づく計画が総合的かつ一体的に機能することが必要である。
- 国土利用計画法第9条に基づく土地利用基本計画は、各個別規制法に基づく調整等に関する事項を定めており、同法第10条は、土地利用における上位計画としての位置付けを明らかにしたものである。
- しかし、現在の法制度においては、縦割り構造の下で都市計画、農地、森林等、各分野の総合調整が十分に果たされているとは言い難い状況にある。
- そこで、農地、森林等を含めた土地利用全般について、分野横断的な総合調整機能を果たす新たな仕組みが必要である。

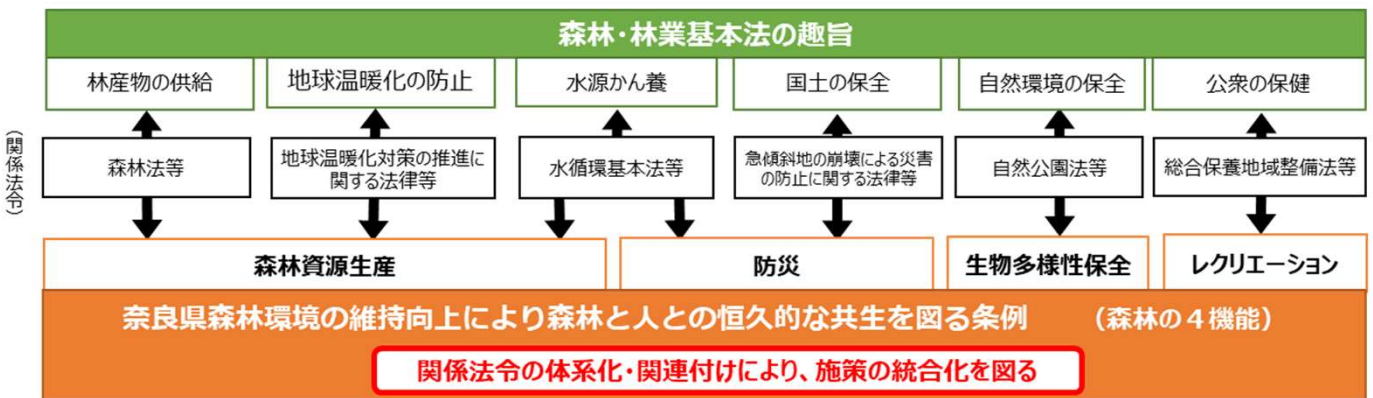
2 現在の取組

- 本県では、上位計画である土地利用基本計画及び個別規制法の諸計画の一つである都市計画区域マスタープランの見直しの時期を迎えており、これらの計画をより実効性のあるものとする必要がある。
- さらに、農地、森林等を含めた各個別規制法に基づく諸計画が、総合的かつ一体的に機能する必要がある。
- そこで、本県では、都市計画、農地、森林等、各分野の有識者から構成される懇談会を年内に設置し、専門的な知見に基づく意見を聴取、土地利用のあり方を基本的視点から検討するとともに、土地利用の総合調整に係る新たな仕組みの構築を目指す。

〈現在の法体系イメージ図〉



参考) 森林環境管理に係る奈良県の取組(条例の制定)



国にお願いすること

本県では、有識者から構成される懇談会を設置し、都市計画、農地、森林等、各分野の総合調整に係る新たな仕組みの構築に向けて、検討を進めている。
 このような取組に対し、ご指導、ご支援をお願いするものである。

【県担当部局】 地域振興部 エネルギー・土地水資源調整課
 まちづくり推進局 地域デザイン推進課 都市計画室
 農林部 担い手・農地マネジメント課、林業振興課